

山建産連発第45号
令和8年2月17日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一
(公印省略)

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集について

件名のことについて、別紙の通り、山梨県国土整備部長より通知がありました。

国土交通省では建設業法第40条の4に基づき、いわゆる建設Gメンが建設工事の請負契約にかかる取引実態を調査し、不適正な取引行為が確認された場合は改善を促すなど、適正な労務費の確保に向けた取組みを行っております。

今般、このような建設Gメンによるこれまでの調査において、見積りのやり取りに関して確認された改善が必要な取引事例及びその解説が、別添のとおり取りまとめられたとのことです。

つきましては、別添の文書等をご確認いただき、本事例集で示された事例は建設業法上問題となり得ることに十分留意されるよう、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知いただきますようよろしくお願い致します。

【国土交通省HP掲載ページURL】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

以上